

第 1 回 和光市水道事業審議会 会議録

開催日	令和7年2月6日	審議会委員		事務局	傍聴者
会場	市役所 3 階 監査室	出席	欠席		
開会時間	14時45分	秋葉 道宏	藤田 則章	上下水道部長 佐々木 一弘	1 名
閉会時間	15時45分	反町 耕記		次長兼企業経営課長 前島 祐三	
議 題		松澤 つぎ子		企業経営課調整幹 伊藤 英雄	
		佐々木 好評		水道施設課長 本橋 勝己	
		関口 泰典		水道施設課長課長補佐 三澤健明	
		成田 真作満		企業経営課課長補佐 柳下 真美	
1	令和 5 年度決算及び令和 7 年度予算について	浜口 武		企業経営課統括主査 野口 智一	
2	料金改定に関する経過報告	深井 宏之			
3	和光市水道ビジョンの改定について				
4	その他				

事務局	和光市水道事業審議会条例第 6 条第 2 項に基づく会議成立の確認
	市民参加条例の規定に基づく会議の公開、会議録の公表、会議録作成のための録音の確認
	配布資料の確認
	上下水道部長挨拶
	和光市水道事業審議会条例第 5 条第 4 項に基づく議長の決定

【議題 1】 令和 5 年度決算及び令和 7 年度予算について	
事務局	令和 5 年度決算概要及び令和 7 年度予算概要に沿った説明

【質疑応答】	
委員	令和 5 年度決算で、給水戸数は増えているが使用量は減っている。その要因はどのようなものと考えられるか。
事務局	・ 節水意識の向上 ・ 節水機能等の製品・設備の質の向上 こういったことが要因のひとつと考えられる。

委員	昨今人件費などの高騰により工事費が上がっているが、継続事業となっている工事について、当初契約から金額を変更して行われているのか。
事務局	・ 物価等の急激な変動があった場合に、申し出を受けて適正な契約内容に変更する仕組みはある。 ・ 資料で示している工事については、このことに関する申し出は現在のところない。

委員	令和 5 年度決算と令和 7 年度予算で収入・支出の規模が増えている要因はなにか。
事務局	【主な要因】
	収入 ・ 水道料金の改定によるものと考えられる。
	支出 ・ 浄水場では多くの電気を使用しており、電気代の高騰が影響している。 ・ 有機フッ素化合物問題で、水質検査を年 2 回に、検査箇所を 2 か所から 4 か所にそれぞれ増やした。

委員	地下水から有機フッ素化合物が検出されることが多いが、専用水道の現状はどのようなになっているか。
事務局	水道事業としては把握していない。

委員	コロナ対策としての水道料金軽減事業の影響について
事務局	水道料金軽減事業で減った料金収入については、補助金として国から市を通じて補填されている。
委員	PFOSの関係で泡消火剤が禁止になっているが、和光市の水質検査で検出されてはいないか。
事務局	検査結果はホームページにも載せているが、計測されていない。
委員長	・今はPFOSやPFOAの入った泡消火剤の製造は禁止されている。 ・これまで使っていたものの残留分があり、減少傾向にあるもののしっかり監視していかないといけない。

【議題２】料金改定に関する経過報告

事務局	・令和５年１２月定例議会において、和光市給水条例の改正が議決される。 ・広報わこう令和６年２月号及び７月号にお知らせ記事を掲載 ・７月１日～７月１２日　２回目のパネル展示（市役所１階ホール） ・７月８月の検針時に「料金改定のお知らせ」を全戸配布 ・料金改定に関する問い合わせは、市役所と料金徴収委託先営業所合わせて３０件程度
-----	--

【質疑応答】

委員	新料金の算定において、水道管の更新工事等の経費を含んでいたかと思うが、昨今の物価上昇等の影響も出てくるのではと推察する。これについての対応はどのようにするか。
事務局	今後の料金改定においては様々な変化を見据えて５年で見直すこととしており、その時の状況を分析していく。

【議題 3】和光市水道ビジョンの改定について

事務局	『和光市水道ビジョン～2025-2034～』に沿った説明
-----	------------------------------

【質疑応答】

委員	21ページの図に運搬等15%減少とあるがどういったものがあるのか。
事務局	必ず15%減るというものではなく、15%減を見込んでも十分確保・供給できることを示したものである。

委員	PFOS等の水質に関することは、今回の水道ビジョンには含まれないのか。
事務局	水質基準・水質管理目標に関することは法律に定めのあるものであり、和光市独自の検査体制等は考えていないことから水道ビジョンには記されていない。

委員	22ページの給水タンクについて
事務局	給水タンクについては、狹隘道路事情などを踏まえ、軽トラック等に載せられるものを大小あわせて3基所有している。避難所などに設置された、据え置き型のタンクに配水することも可能である。
委員	有事の際には、浄水場にいったら水はもらえるのか。
事務局	浄水場の運転管理をする人員しかいないので、対応が難しいかもしれない。 自家発電機を用いて浄水場内で給水として分けることは、方法としては可能である。
部長	道路交通法の改正により中型免許を持っていないと2 tの給水車を運転できないことや、和光市の道路事情を踏まえ、各拠点に設置した1 tの給水タンクに、トラック車載の260Lのタンクで配り回るシステムを構築している。組み立て型の据え置きタンクを増やすことにより、現在の状況を改善できるものと考えている。
委員長	病院では災害時に少なくとも3日はその機能を維持するための水を受水槽等に確保しておく必要があるが、そういった場所への給水の訓練は行っているか。
事務局	病院等での訓練は実施できていないが、浄水場から水を輸送し、組み立て式給水タンクへエンジンポンプで組み入れ、そこから給水する訓練の実績はある。
委員長	緊急浄水装置はどういうものか。（移動の可否、飲料水の水質の確保）
事務局	それほど大きくなく運搬可能 ----- 飲用に適さない水を飲料水にできる程度の浄水機能

委員長	残留塩素について、水道ビジョンに取り上げるような深刻な問題は起きていないか。
事務局	水道事業者としては、法的に適正な残留塩素となる給水を心掛けている。 ----- 昨今、塩素臭くならない浄水施設を謳い文句に販売されている住宅もあるが、安全上法定の残留塩素濃度が確保される必要もあることから、注意喚起に努めていく。
委員長	給水装置・貯水槽水道などは、責任の所在について盛り込んだ方がよいと思う。

委員長	水道整備等について厚生労働省から国土交通省や環境省へ移管されたが、そのことについて説明はあったか。
事務局	コロナ禍であったため、会議や資料提供などはオンラインで行われた。
委員長	位置付けとしては保健所長が危機管理のリーダーとなるかと思うが、そのあたりの体制はどうか。
事務局	通常の連絡体制では地方整備局ということになるが、相談する体制は整っている。

【議題 4】その他

事務局	令和6年度の審議会は本日限りで、任期内最後の審議会となる。 2年間、多大なるご尽力を賜り、誠にありがとうございました。
-----	--